

# 公益社団法人茨城県臨床検査技師会 測定機器の管理・活用に関する内規

(目的)

第1条 この規定は、臨床検査を通じて県民への啓発活動とともに県民の健康の維持、推進を組織的に援助し、(公社)茨城県臨床検査技師会が所有する測定機器を有効に活用するため、その管理及び貸出方法等について必要な事項を定めるものとする。

(管理等)

第2条 管理・保管及び貸し出しを行う測定器は、次に掲げるとおりとする。  
測定機器は、(公社)茨城県臨床検査技師会事務局内に保管し、その管理は総務局長が行うものとする。

(貸出要件)

第3条 貸し出しにあたっては、その利用目的が次のいずれかに該当することを要するものとする。

- (1) 啓発・研修などについて研修を行う場合
- (2) その他、(公社)茨城県臨床検査技師会が特に必要と認めた場合
- (3) 利用責任者は借用以前に生涯公益活動に参加し借用対象機器の取り扱いの熟知及び測定結果の正しい説明が行えるようになっていること(必須)

(貸出対象機関)

第4条 貸出対象機関は、国内の次の機関とする。

- (1) 医療・研究機関
- (2) 教育機関
- (3) 医療に関連したイベント、会議等の主催者
- (4) その他、社団法人茨城県臨床検査技師会が特に必要と認めた機関等

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として利用日又は利用期間の前後1週間とする。

(経費負担)

第6条 貸し出しに要する次の経費は、利用者の負担とする。

- (1) 測定機器の移動・運搬に要する経費
- (2) 測定時の消耗品に要する経費
- (3) 利用者の過失により紛失、破損等が生じた場合の必要経費

(申請手続き)

第7条 貸し出しの申請手続きは、別紙様式第1号の申請書に事業計画書等を添付のうえ、公益社団法人 茨城県臨床検査技師会事務局へ提出するものとする。

2 事務局は、申請書を受領した後、総務局長に貸出可否を確認し、その旨を申請者に通知するものとする。

第 8 条 この内規の改廃は理事会の議決による。

附則

- 1 この内規は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この内規は、平成 29 年 3 月 11 日から施行する。
- 3 この内規は、平成 30 年 5 月 27 日から施行する。